

Web 会議システムを利用した会議への出席について

当策定委員会『設置要綱の第9条』及び『運営要領の第10』
...委員会の運営に関する必要な事項は、委員会に諮り委員長が定める

《確認事項》

- 1 委員長が必要と認めるとき、委員は Web 会議システムを利用して会議に出席することができる
- 2 Web 会議システムによる「出席」は、設置要綱第6条に規定する「出席」に含めるものとする。なお、Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該 Web 会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなすが、システムが復旧して再度参加できた場合には、会議に復帰したものとみなす
- 3 一つの会議において Web 会議システムを利用する委員がいる場合には、委員の過半数が、委員長があらかじめ通知した開催場所に参集して会議に出席することで、設置要綱第6条に定める会議成立の定足数を満たすものとする

《委員の配置》

